

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

ホソカワミクロングループ（以下、「当社グループ」）では、「粉体技術の開発を通して社会に貢献する」ということを企業理念としております。当該企業理念のもと、「『粉体技術連峰』の形成により、常にグローバル・リーディングカンパニーであり続ける。プロセス機器、システムエンジニアリング及び新素材の開発、実用化等により、次世代先端産業を創造し、『粉体技術連峰』の新たな展開を実現する。」ことをコーポレート・ビジョンに掲げております。

当社グループでは、このような基本理念を実現するため、コーポレートガバナンスを、グローバル企業として生き残っていくために必要不可欠な要素であり、経営の健全性及び効率性を高め、迅速な意思決定を実践するうえでの基本的な企業統治の概念として位置付けております。このような考えに沿い、当社グループを取り巻く利害関係者、すなわち、株主、取引先、地域社会及び従業員との関係において、特に株主のために会社の持続的な成長と企業価値を最大化させる企業統治の体制の確立・強化に継続的に取り組んで参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-4 政策保有株式】
（基本方針）

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される企業の株式について、当該企業との中長期的な取引関係の維持・拡大を目的とし、限定的かつ戦略的に株式を所有しております。その戦略上の判断は適宜見直しを行い、意義が不十分、あるいは経済合理性が認められない保有株式については縮減を進めて参ります。定期的な見直しについては、政策保有している上場株式について、取締役会において、最低年1回、政策保有先との取引状況や業績、株価等を検証し、取締役会にその結果を報告しております。

（議決権行使方針）

当社は、当社が保有する株式に係る議決権行使について、当社の企業価値を毀損させる可能性や、当該企業の価値向上につながるかなどを総合的に検討して賛否を判断しておりますが、特に企業価値及び株主利益に大きな影響を与える可能性のある議案等（組織・事業再編に関する議案や買収防衛に関する議案など）については、慎重に賛否を判断いたします。しかしながら、その判断基準を一律に定めることは困難なため、適切な対応を確保するための基準の策定及び開示は行っておりません。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用】

当社の取締役会は、最高経営責任者等の候補者育成を重要課題と捉えておりますが、現在のところ明文化した後継者計画は作成しておりません。後継者につきましては、代表取締役が人格・見識・経験・能力等を総合的に勘案した上で、適任と認められる者の中から候補者を選定し、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において慎重に審議を行い選任することとしております。

【補充原則4-3-3 最高経営責任者等の解任】

当社の取締役会は、具体的な解任基準は定めませんが、最高経営責任者が法令や定款に違反した場合や、企業価値を著しく損なう恐れを生じさせた場合など、客観的に解任が相当と考えられる事態が発生した際には、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において十分に審議の上、解任の適否を判断してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【補充原則1-2-4 招集通知の英訳】

当社は、機関投資家や海外投資家比率の上昇を踏まえ、2018年12月18日開催の第74回定時株主総会から議決権の電子行使を可能とするための環境（議決権電子行使プラットフォームの利用）を整えておりましたが、2019年12月17日開催の第75回定時株主総会から招集通知の英訳を行い、当社ウェブサイトを開示するようにいたしました。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員や主要株主等との取引（関連当事者間取引）を行う場合は、当該取引が、当社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、「取締役会規程」において、取締役及び主要株主等と行う利益相反取引は取締役会決議事項である旨を定めており、取引後は、取締役会にてその報告を行うことにより監視を行っております。なお、取締役会では、当該取引の条件が一般の取引と乖離しないように決定しております。

さらに、毎期末には全取締役及び監査役に対し、関連当事者取引に関する調査、確認を行い、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度及び基金型確定給付企業年金制度、確定拠出型として確定拠出年金制度を設けております。基金型確定給付企業年金は日本産業機械工業企業年金基金に加入しております。同年金基金は、当社と独立した団体であり、その運用については、同基金の判断にゆだねられておりますが、同基金の運用受託機関加入4社は、いずれもスチュワードシップコードを受入れていることを確認しております。また、当社執行役員が、同基金の理事・代議員に選定されており、同基金の会合出席等を通じて、年金基金及び運用受託機関のモニタリングを定期的に行っております。

なお、確定拠出年金については、従業員に対し、定期的に運用に関する投資教育を実施しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は、中長期的な企業価値向上を実現するため、将来の企業成長に必要な経営基盤や事業戦略等に関する計画について、中期3ヶ年経営計画を策定しており、コーポレート・ビジョン(理念)やミッション・ステートメント(使命)、経営基本方針とともに、これらを会社説明会やウェブサイト(<https://www.hosokawamicon.co.jp/jp/company/vision.html>, <https://www.hosokawamicon.co.jp/jp/ir/presentation/>)で公開しております。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について、「コーポレートガバナンスに関する報告書」の「I-1.基本的な考え方」の項に記載し、当社ウェブサイト(<https://www.hosokawamicon.co.jp/jp/ir/cgc/>)で開示しております。
- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
当社の取締役及び監査役の報酬は、それぞれあらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役報酬については、社外取締役の出席する取締役会で十分な検討を行ったうえで、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。社外取締役を除く取締役の報酬は役職及び職責により、月額固定報酬と短期のグループ連結及び所管部門等の業績を反映させた賞与、さらに、中長期的業績が反映できる株式報酬型新株予約権(ストック・オプション)で構成しております。報酬水準は外部機関が実施する調査データを参考に、事業規模等、比較対象となる企業群との相対的位置を検証し決定しております。業績連動部分(賞与)については、当社が独自に定めるいくつかの指標に照らし合わせ総合的に勘案して決定しております。
その報酬総額については、有価証券報告書及び株主総会招集通知で開示しております。
なお、当社では、2019年9月13日開催の取締役会において指名・報酬委員会を設置することを決議いたしました。今後、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図るべく、役員報酬決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させていく予定であります。
- (4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社は、2019年9月13日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」の設置を決定いたしました。取締役及び監査役候補の指名及び経営陣幹部の選解任にあたっては、個々の候補者の経歴、実績や人間性、知識、経験、能力、専門性、コンプライアンス違反の有無等のバランスを総合的に勘案し、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において社外取締役と意見を十分に確認したうえで、取締役会に答申し、取締役会において決定しております。なお、監査役候補の指名にあたっては、事前に監査役会の同意を得ております。また、経営陣幹部が法令や定款等に違反した場合など、客観的に解任が相当とみなされる場合には、社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において十分に審議の上、決議いたします。
- (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役候補者及び監査役候補者は上記(4)に記載の方針のもとに個々に選任・指名しており、各取締役候補者及び監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。解任すべき事例がでた場合には、必要に応じ、速やかに開示するようにいたします。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要]

当社は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」において、取締役会決議事項及び代表取締役社長決裁事項を明確に定めております。また、経営に関する機能分担を明確にして、権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。各部門を統括する業務執行役員は、取締役会が決定した経営方針及び「職務権限規程」に従い、代表取締役社長の指揮・監督の下で適正な業務執行にあっております。

[定款及び法令で定めるもの以外の主要な取締役会決議事項]

- ・重要なグループ経営方針の決定
- ・国内関係会社に関する株主総会の招集及び議案の決定
- ・国内及び海外関係会社の業務執行に関する重要な事項(重要な設備投資、借入れ、役員の選任及び解職、等)
- ・子会社の設立や会社の合併、買収など事業再編に関する事項

[補充原則4-3-2 最高経営責任者等の選任]

当社は、2019年9月13日開催の取締役会において任意の諮問機関として指名委員会を設置することを決議いたしました。最高経営責任者等の選任は、会社における最も重要な意思決定であるとの認識にたち、社外取締役が過半数を占める指名委員会において、まず、取締役候補者を選定し、その中から、役付取締役を選定、そして、当社定款の定めに従い、役付取締役の中からもっとも最高経営責任者にふさわしい資質を備えた候補者を選定しております。指名委員会での決定を取締役に答申し、監査役も出席する取締役会において審議の上、選任しております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、金融商品取引所が定める独立性基準及び一般社団法人 日本取締役協会が定める独立性の基準に照らし合わせたうえで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するような資質を備えた独立役員である社外取締役を2名選任しております。現在、取締役会は取締役8名、監査役3名の11名で構成され、うち2名が独立社外取締役、1名が社外取締役、2名が独立社外監査役となっております。さらなるガバナンス強化のため、独立社外取締役を3分の1以上とする検討も進めてまいります。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役の独立性を確保するために金融商品取引所の基準などを参考に、当社独自の「独立社外取締役及び独立社外監査役の独立判断基準」を策定し、当社ウェブサイト※及び「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

※<http://www.hosokawamicon.co.jp/jp/company/dokuritsu-handan-kijun.pdf>

[補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用]

当社は、2019年9月13日開催の取締役会において、取締役会から独立した任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」の設置を決定いたしました。指名・報酬委員会では取締役会からの諮問を受けて、取締役等の選任・解任や取締役等の報酬に関する意思決定において、社外取締役の関与及び助言を得ることとし、公正性、客観性及び透明性を高める体制を構築いたしました。本委員会は代表取締役会長兼社長1名及び社外取締役3名で構成され、代表取締役会長兼社長が委員長を務めております。

[補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に対する考え方]

当社は、適切な意思決定を行うために、当社の企業理念・経営理念に基づき、当社のさらなる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断した上で、取締役会メンバーの多様性を確保しつつ適切な規模を保つこととしております。このような考えのもと、社内取締役には豊富な経験と専門性を有する統括役員を選任しており、広範な知識と経験を有する社外取締役、専門性を備えた監査役を含めて、知識、経験及び能力の適正なバランスを確保し、取締役会の役割及び責務を実効的に果たしております。なお、取締役会の規模につきましては、活発な議論ができる最大限の人数として、その員数を10名以内とする旨を定款で定めております。

[補充原則4-11-2 取締役の兼任状況]

当社の取締役及び監査役は、その役割と責務を適切に果たすために必要となる時間と労力を確保することが求められることから、「取締役会規程」により、他の上場会社の役員を兼務する場合には取締役会の承認を要することと定めております。

なお、取締役及び監査役の他の上場会社の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて毎年開示しております。なお、当社役員で他の上場会社の役員を兼務している者は以下のとおりであります。

社外監査役 荒尾 幸三 南海電気鉄道株式会社 社外監査役
日本毛織株式会社 社外取締役
株式会社日本触媒 社外取締役

〔補充原則 4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価〕

当社では、毎年、無記名アンケート方式により、取締役会全体の実効性評価を行っております。当社取締役会の実効性評価に関する評価結果の概要につきましては、当社ウェブサイト※にて開示しております。

※<http://www.hosokawamicon.co.jp/info/wp-content/uploads/2019/12/evaluation.pdf>

〔補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

当社は、新任の社外取締役及び社外監査役が就任する場合には、当社の歴史・事業概要・財務情報・戦略・組織等について必要な情報習得のための機会を提供しております。また、取締役及び監査役については、海外を含めた事業所、施設の訪問見学の他、外部講師を招いて社内にてセミナーを開催するなど、知識を習得する機会を設けております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、問合せ窓口としてIR担当者を企画管理部門に置いて株主との対話の充実を図り、株主との信頼関係を醸成するとともに、以下の方針を定め、実践しております。

- 株主との建設的な対話を促進するための体制整備
株主との対話全般について、その統括を行い、建設的な対話が実現するよう目配りを行う取締役として、IR担当者が属する企画管理部門を所管する取締役をIR担当取締役として指定しております。IR担当取締役は、企画管理部門に配したIR担当者をはじめ、社内各部門と協力・連携して株主と有機的な対話を実現できるよう監督を行っております。
- 個別面談以外の対話手段
適時情報開示及びそれ以外の情報を積極的に当社ウェブサイト (<http://www.hosokawamicon.co.jp/jp/news/>) に掲載し、広く株主に情報を提供するとともに、個別面談以外に会社説明会やスモールミーティング等のIR活動の充実を図っております。さらに、株主総会後の懇談会や説明会等を通じて、株主との対話機会の充実に努めております。
- 社内へのフィードバック
株主からの問合せ窓口として配したIR担当者に集まった株主からの意見・懸念や対話において把握された情報等は、経営陣や社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会へ適切かつ迅速にフィードバックしております。これらを通じて課題認識を共有し、独立・客観的な視点からの意見が得られるよう取り組んでおります。
- インサイダー情報の管理方針
未公表の重要な内部情報（インサイダー情報）の外部漏洩を防止するため、「ホソカワミクロングループ・インサイダー取引防止規程」に則り、情報管理責任者と連携を図り、情報管理の徹底を図っております。また、インサイダー情報に該当する業績関連情報等の重要事実が生じた場合は、速やかに開示する体制を整えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日清製粉グループ本社	500,000	6.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	435,400	5.38
株式会社三井住友銀行	282,000	3.49
東豊産業株式会社	273,384	3.38
細川悦男	209,708	2.59
日清エンジニアリング株式会社	206,200	2.55
株式会社京都銀行	200,158	2.47
三井住友信託銀行株式会社	200,000	2.47
ホソカワミクロン取引先持株会	180,791	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	179,700	2.22

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は2019年9月30日現在の状況です。なお、上記のほか、当社が保有する自己株式523,859株があります。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が、2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんの

で、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

[氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)]

三井住友信託銀行株式会社	(200千株、2.32%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	(350千株、4.07%)
日興アセットマネジメント株式会社	(60千株、0.70%)
＜合計 610千株、7.09%＞	

2019年4月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三井住友銀行及びその共同保有者が、2019年4月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

[氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)]

株式会社三井住友銀行	(282千株、3.27%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	(204千株、2.37%)
＜合計 486千株、5.64%＞	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておりませんので、現在のところ上記以外でコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋山 聡	他の会社の出身者											
高木 克彦	他の会社の出身者											
藤岡 龍生	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山 聡		----	秋山聡氏は、その経歴等から豊富な経験と幅広い知識を有しておられ、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務の監督に十分な役割を果たせると判断し、当社の社外取締役に選任しております。

高木 克彦	○	----	高木克彦氏は、その経歴等から特に海外での事業推進に豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、当社の経営全般に対し有益な助言を行っていただくことができるため、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として選任しております。
藤岡 龍生	○	----	藤岡龍生氏は、その経歴等から特に金融関係の豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、当社の経営全般に対し有益な助言を行っていただくことができるため、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、2019年9月13日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」の設置を決定し、取締役会からの諮問を受けて、取締役等の選任・解任や取締役等の報酬に関する意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を高める体制を構築いたしました。本委員会の委員は代表取締役会長兼社長及び社外取締役3名で構成され、代表取締役会長兼社長が委員長を務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社はあずさ監査法人と監査契約を結んでおります。監査役は会計監査人と定期的に打合せを実施し、監査の状況について報告を受けております。また当社各部門や子会社の実地棚卸しに際し会計監査人と連携して立会いを実施しており監査機能の強化に努めています。また決算監査に関しては、会計監査人より監査報告書の提出を受けるとともに、監査方法、監査結果についても報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
國分 博史	他の会社の出身者													
荒尾 幸三	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
國分 博史	○	----	國分博史氏は、公認会計士としての豊富な経験と企業会計に関する専門的な知識を有しておられ、これらの経験と専門知識を当社の監査に活かしていただくことができるため、当社の社外監査役に適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として選任しております。
荒尾 幸三	○	----	荒尾幸三氏は、弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識を有しておられ、これらの経験と専門知識を当社の監査に活かしていただくことができるため、当社の社外監査役に適任であると判断しております。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たし、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者は、全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

新株予約権の付与対象者：社内取締役5名及び執行役員9名

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役員に対して長期インセンティブとして、ストックオプションを付与しております。なお、監査役にはストックオプションを付与していません。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 7名 149百万円(そのうち社外取締役 3名 18百万円)

監査役 4名 25百万円(そのうち社外監査役 2名 12百万円)

(注) 上記の支給額には次の金額を含めて記載しております。

(1) 当事業年度の役員賞与引当金として費用処理した46百万円が含まれております。

(2) 取締役の支給額につきましては、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用4名分9百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬は、それぞれあらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役報酬については、社外取締役の出席する取締役会で十分な検討を行ったうえで、取締役会の授権を受けた代表取締役が、監査役報酬については、監査役の協議により決定しております。

社外取締役を除く取締役の報酬は役職及び職責により、月額固定報酬と短期のグループ連結及び所管部門等の業績を反映させた賞与、さらに、中長期的業績が反映できる株式報酬型新株予約権(ストック・オプション)で構成しております。報酬水準は外部機関が実施する調査データを参考に、事業規模等、比較対象となる企業群との相対的位置を検証し決定しております。業績連動部分(賞与)については、当社が独自に定めるいくつかの指標に照らし合わせ総合的に勘案して決定しております。

社外取締役及び監査役の報酬については、固定報酬のみとしておりますが、月額支給に加え、年末賞与月に支給する方法によっております。

なお、当社取締役の報酬限度額は、2006年12月21日開催の第62回定時株主総会において、年額400百万円以内、監査役の報酬限度額は、2014年12月16日開催の第70回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠で(社外取締役を除く)、2011年12月16日開催の第67回定時株主総会において、年額30百万円以内で株式報酬型新株予約権を割り当てる決議をしております。

当社は、2019年9月13日開催の取締役会において指名・報酬委員会を設置することを決議いたしました。今後、役員報酬決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図っていく予定です。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制] 更新

当社は、社外取締役が独立の立場から経営の監督機能を発揮できるよう、監査役、内部監査部門及び会計監査人との連携の下、随時必要な資料提供や事情説明を行う体制をとっております。また、社外監査役は、監査役会及び取締役会への出席はもとより、代表取締役、経理担当役員、内部監査部門、公認会計士等との面談を通じて、当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制等の整備状況を確認するほか、重要会議等における質問や発言等を通じて、多角的な視点から経営監視機能を果たしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度採用会社であります。

取締役会は取締役8名(うち社外取締役3名)で構成されております。

監査役による監査体制の強化・充実により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することが当社の業態・規模から最適であると判断し、監査役設置会社の体制を採用しております。

(取締役会)

当社の取締役は8名で、うち3名は社外取締役であり、取締役会の議長は代表取締役会長兼社長が務めております。取締役会はすべての取締役で組成され、監査役3名(うち社外監査役2名)の出席のもと運営されております。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法定又は定款で定められた事項のほか、当社を中心とするホソカワミクロングループの基本方針並びに業務執行に関する重要事項について決定及び報告がなされ、取締役相互の監督及び監視にかかる機能を果たしております。また、当社では、社外取締役3名を選任し、独立した立場から、幅広い知識や豊富な経験をもとに、中長期的な企業価値向上に資するよう、取締役会において適切な助言や意見を適宜述べております。なお、取締役の経営責任をより明確化するため、取締役の任期は1年としております。

(監査役会)

当社の監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、監査役会の議長は、監査役の互選により選定された常勤監査役が務めております。原則として月1回、監査役会を開催しております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、取締役の職務執行を含む日常の経営活動の監査を行うとともに、必要に応じて意見を述べ、経営に対する監視機能の強化を図っております。また、監査役は、内部監査部門や会計監査人と連携して、監査の実効性を高めております。

(任意の指名・報酬委員会)

当社は、2019年9月13日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」の設置を決定し、取締役会からの諮問を受けて、取締役等の選任・解任や取締役等の報酬に関する意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を高める体制を構築いたしました。本委員会の委員は代表取締役会長兼社長及び社外取締役3名で構成され、代表取締役会長兼社長が委員長を務めております。

(内部監査室)

当社は社長直轄の組織として内部監査室(2名)を設置し、当社、国内及び主にアジアのグループ会社を対象に、社長により承認された内部監査計画にもとづき、内部監査及び内部統制監査を実施しており、業務活動全般に関して、業務の執行が適法、適正かつ合理的に行われているかを評価しております。内部監査の結果は、代表取締役及び監査役のほか、関連部署に直接報告されるとともに、取締役会及び経営会議においても報告されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

独立役員としての要件を満たしている社外監査役2名を含めた監査役3名が、独立した立場から取締役会に出席し、客観的かつ専門的な観点から議案・審議等に必要発言を行い経営の監督を行う体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を総会開催日の約2週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年9月期の株主総会は2019年12月17日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン及び携帯電話から議決権行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年12月17日開催の定時株主総会から招集通知の英訳を行い、当社ウェブサイトの開示しております。
その他	早期情報開示の観点から、発送前に招集通知をWEBで開示するなど、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しております。また、株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行い、株主総会の活性化のための取組を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	期末の決算発表後に、実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末の決算発表後に、実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信、有価証券報告書、招集通知、Business Report、投資家向け説明会資料、プレスリリース資料などを掲示し、内容の充実をはかっています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画管理本部内の経営企画部が、IRを担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、会社法および会社法施行規則等に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正性を確保するための内部統制システム構築の基本方針を定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図ることとしております。

- イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための行動基準となるコンプライアンス憲章の周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。
さらに、取締役及び使用人の行為に法令、定款、社内規程等に違反する行為がある場合、またはその恐れがある場合、その旨を会社に通報できる内部者通報制度の適切な運用を図る。
- ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の取扱いは、文書取扱規程に則り適切に保存及び管理を行う。
- ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア) リスクを評価し、リスク管理の徹底を図るためのリスク管理規程に則り経営リスクに関する管理を行う。
 - イ) 取締役会の他に、月1度の割合で開催される総括経営会議において経営上の問題、営業上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討、評価し、今後当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会を開催するほか適宜臨時に開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。
 - イ) 経営理念ないしは重要指針を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき業績管理を行う。
 - ウ) 日常の業務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に則った権限の委譲を行い、それぞれの局面において責任者が意思決定ルールに基づき業務を執行する。
- ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び当社グループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図るとともにグループ経営理念に基づくコンプライアンス規程、リスク管理規程、海外・国内関係会社管理規程等に則って企業集団内での指揮、命令、意思疎通等の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助するための使用人を置く場合、その任命、異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- ト) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ア) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会規程を遵守するとともに総括経営会議等の重要会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - イ) 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発生、法令、定款に違反する恐れのある事実などを知った場合は、ただちに監査役に報告するものとし、監査役は必要に応じていつでも取締役及び使用人に報告を求めることができる。
 - ウ) 当社及び当社グループ各社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを行わない。
- チ) その他当社の監査役が効率的に行われることを確保するための体制
各種の重要な会議への出席とともに主要な決裁書その他の重要な文書の閲覧等により、監査役がその権限を支障なく行使できる社内体制を確立する。また、取締役とも情報交換を行う等連携を図り、報告連絡体制を十分に機能させる。
- リ) 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ヌ) 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力に対しても毅然とした姿勢で臨み、その不当な要求には、断固として応じないことを基本としています。

平素より、反社会的行為に関係することのないよう関係部門と連携し、適切な対応を図っております。また、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、関係部門間との情報共有はもちろんのこと、警察等関連機関とも連絡をとり、組織として速やかに対応できる体制を構築してまいります。

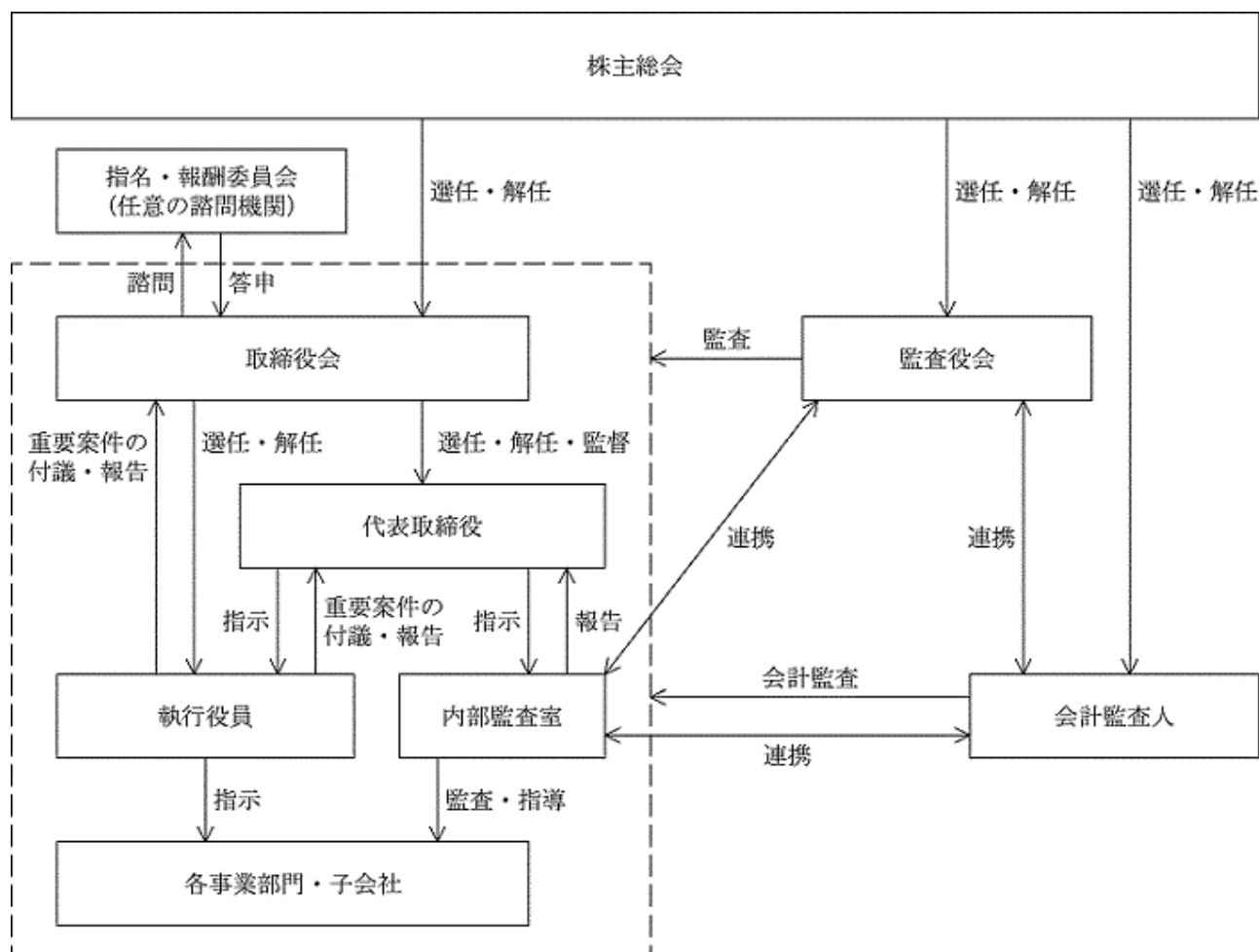
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【参考資料：適時開示に係る社内体制図】

